

令和3年2月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和3年2月10日（木） 午前9時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者
教育長 大場 健 哉
教育長職務代理者 高橋 明 子
二番委員 荒 明 美恵子
三番委員 大森 佳 彦
四番委員 遠 藤 一 幸
- 4 出席職員
教育部長 江 花 一 治
教育総務課長 大 瀧 浩 信
学校教育課長 武 藤 幸 意
生涯学習課長 植 村 泰 徳
文化課長 松 裕 裕 美
中央公民館長 栗 城 由 紀
学校教育課主幹 小荒井 浩
学校教育課主幹 穴 澤 正 志
教育総務課長補佐 安 藤 茂
学校教育課長補佐 油 井 弘 美
生涯学習課長補佐 高 橋 淳
文化課長補佐 山 中 雄 志
文化課長補佐 鈴 木 美智子
中央公民館長補佐 塚 原 優 郁
- 5 閉 会 午後0時00分

おはようございます。

全員おそろいになりましたので、令和３年２月の教育委員会の定例会のほうを開催いたします。

開会時刻ですが、午前9時ちょうどということでお願いいたします。

続いて、会期の決定であります。会期につきましては本日1日ということよろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

では、異議なしということでありますので、会期は本日１日といたします。

続いて、書記の指名に移ります。書記につきましては、教育総務課の課長補佐の安藤補佐を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

では、異議なしということでありますので、教育総務課の安藤課長補佐、よろしくお願いいたします。

続いて4番の会議録の承認に移ります。

お手元に令和元年12月教育委員会定例会の議事録が行っていると思いますが、この内容等について何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜異議なしの声あり＞

それでは、異議なしということでありますので、会議録については承認されました。

それでは、5番の報告事項に移ります。(1)と(2)がありますが、内容等について加除訂正がありましたら、お願いいたします。

特に訂正等ございませんので、よろしくお願いいたします。

特にないということでございますので、行事等の報告、説明を求めます。

それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1 ページ
をお開き願います。

前回1月の定例会の開催日の1月14日から昨日までの行事等につきまして記載のとおり、4件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただいた皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

今行事等の報告ということで説明がありましたが、ここについて何かありましたらお願いいたします。

コミュニティスクール成果報告会ですが、主な課題はなにかあ

りますか。

学校教育課長 主な課題としましては、委員の人選が難しい、第二小学校。年齢、性別を超えた広い委員の意見が重要である、関柴小学校。委員の意識に温度差がある、堂島小学校。などがあります。

教育長 コミュニティスクールについては、今課長の方からありましたが、制度を実践していく中で今後の課題は、制度そのものが、学校の先生はわかっていると思いますが、地域にはまだまだ浸透していないというのが大きな課題。来年からの不安というか、全校でのコミュニティスクールとなりますので、特に中学校区で委員の選定というかダブってしまうのではないかとあります。

よろしいですか。

ほかに何かございますか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしということですので、(1)についてはこの程度とします。

(2)教育長の報告、報告第13号、令和2年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針についてを取り上げますので、生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、報告第13号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

令和2年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針について。令和2年度令和2年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針について、下記のとおり策定したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成18年喜多方市教育委員会規則第5号）第2条第3項の規定により報告する。策定内容は別冊のとおりであり、策定年月日は令和3年1月20日であります。

それでは、別冊をご覧ください。12月定例会でご意見をいただき内容を修正しました箇所をご説明いたします。3ページの上段、2の 施策目標を達成するための取組の方向性の7行目、なお以下、なお、今後、各事業の実施においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じて、行ってまいります。の文言を付け加えました。

次に、A3判横書きの必要となる視点を踏まえた取組の方向性の検討については、No.4、協働・地域コミュニティの地域コミュニティのテーマを選んだ理由の箇所、4行目活性化地域コミュニティの活性化の次の（多世代の地域住民や男女共同の参画の推進）

に寄与することができるため。と修正しました。

以上2点前回から修正した部分となります。以上です。

教育長

報告第13号、令和2年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針についてということで説明がありましたが、ここについて何かありましたらお願いいたします。

荒明委員

12月の定例会で、活性化地域コミュニティの活性化のところで、高橋委員がおっしゃったのは、充実を図っていくというような表現ではどうですかというようなことだったと思うのですがいかがですか。

生涯学習課長

活性化地域コミュニティの活性化については、内容的には充実させたいと思いますが、総合計画に記載されている表現であることからこのような表現としたものであります。

教育長

どうですか、表現方法は。高橋委員。

高橋委員

総合計画をみないとわからないですが、全体的に整理されているのだと思います。

教育長

総合計画との結びつきは当然必要だし大切で、先ほど説明あったとおりなんです、ここに総合計画が出てないので、わかりにくいのかな。

[01]

生涯学習課長

総合計画に示されている記載内容としたいと思います。

教育長

よろしいですか。

ほかに何かございますか。

<異議なしの声あり>

では、異議なしということでありますので、(2)令和2年度令和2年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針については別紙のとおりとします。

教育長

続いて、6番の審議事項のほうに移ります。

内容に入ります前に、事務局から加筆訂正等ありましたら、お願いいたします。

教育総務課長

加筆訂正等につきましては、説明の中でその都度申し上げますので、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議案の第44号に移ります。

令和3年度喜多方市一般会計当初予算についてということで、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、3ページをお開きください。

議案第44号令和3年度喜多方市一般会計当初予算について説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

令和3年3月市議会定例会に提案する、令和3年3年度喜多方

市一般会計当初予算におきまして、教育部に関する予算として別紙のとおり計上したいとするものでございます。内容等につきましては、それぞれ所管課から説明させていただきます。なお、ボリュームがありますので、義務的経費など毎年同じような内容のものについての説明は省略させていただき、新たな事業、主な事業、令和2年度と大きく変更があるものについて説明させていただきます。まず、教育総務課から説明いたしますので、4ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、教育使用料から教育費寄附金までは、積算基礎に記載のとおり、それぞれ収入見込額の計上でございます。

教育振興基金繰入金963万6,000円につきましては、学校備品購入等のため基金から一般会計に繰り入れ、教育総務課と学校教育課の歳出予算に充当させていただくというものでございます。

教育貸付金元利と雑入につきましても、積算基礎に記載のとおり、それぞれ収入見込額の計上でございます。

一番下の教育債1,420万円につきましては、後程、歳出で説明いたしますが塩川中学校の校舎と校庭の間にある駐車場の舗装工事費1,500万円の95%を市債で充てるための計上でございます。

次に、隣の5ページをご覧ください。

歳出でございますが、まず、教育委員会運営経費237万6,000千円の計上につきましては、委員の皆様の報酬や費用弁償など、教育長の慶弔等に係る交際費などの計上でございます。

教育委員会事務局管理経費4,917万3,000千円の計上につきましては、教育委員会事務局の本庁と各総合支所の教育担当で使用する消耗品費やコピー機等のリース料、スクールバス運行に係る経費等の計上でございます。

主なものは、6ページをお開き願います。

中ほどの委託料で、スクールバス運行業務として喜多方の入田付地区が1路線、塩川は駒形と令和3年度から新たに姥堂地区の2路線、山都地区は4路線、高郷地区は3路線の委託料の計上でございます。

次に、隣の7ページをご覧ください。

育英経費42,000円につきましては、奨学生資格選考委員会を開催するための経費等の計上でございます。

次に、小学校管理経費2億7,877万4,000千円につきましては、小学校17校の消耗品費や光熱水費、学校用務員の委託料、コピー

機やエアコンのリース料など、維持管理等に要する経費の計上でございます。

報酬から旅費までの積算基礎欄に任用職員４人とありますが、これまでの一小、二小、塩小に加え、１月定例会時の適正規模適正配置の説明の中でもありましたように、令和３年度は上三宮小に県の事務職員が配置されない見込みであることから、新たに市の事務補助職員を配置するための計上でございます。

次に、８ページをお開き願います。

上から２段目の使用料及び賃借料の主なものは、エアコンリース料１７校分で、令和３年度の稼働を６月１日から９月３０日までと２年度より期間を延長し、１億３６７万５,９４４円を計上しております。

次に、工事請負費の小学校トイレ洋式化改修事業８００万円の計上でございますが、令和２年度から５年計画で更なる洋式化を進めている事業の２年次目で、塩川小等を予定しております。豊川小学校プール改修工事７５０万円の計上は、老朽化してひび割れが多くなっていることから、その補修と塗装等を行うものです。

次に、児童参加費負担軽減対策経費７１万１,０００円につきましては、教育活動として音楽祭等に参加する際の経費を補助し、保護者の負担軽減を図るための計上でございます。

次に、中学校管理経費１億５,１４１万６,０００円につきましては、中学校７校の消耗品費や光熱水費、学校用務員の委託料、コピー機やエアコンのリース料など、維持管理等に要する経費の計上でございます。

主なものは、隣の９ページをご覧ください。

中ほどの使用料及び賃借料のエアコンリース料は、７校分で、小学校と同様に稼働期間を延長し、４,９６８万９,０７６円の計上でございます。

次に、その下の工事請負費の塩川中学校校舎前駐車場舗装工事費１,５００万円の計上は、校舎前の駐車場が未舗装であることから、舗装工事を行うもので、市町村合併時から計画されていた事業でございます。

次に、生徒参加費負担軽減対策経費１,０３１万９,０００千円につきましては、中体連や音楽祭等に参加するための経費を補助し、保護者の負担軽減を図るためなどの計上でございます。

次に、厚生会館管理経費８９２万９,０００千円につきましては、厚生会館の維持管理等に要する経費の計上で、主なものは、指定管理者に対する委託料８３８万９,０００千円の計上でございます。

次に、10ページをお開き願います。

入田付地区活性化センター管理経費143万2,000千円につきましては、活性化センターの維持管理等に要する経費の計上で、主なものは、管理業務など各種委託料の計上でございます。

合計で、5億376万2,000千円の計上でございます。

教育総務課については以上でございます。

教育長

今ほど、議案第44号令和3年度喜多方市一般会計当初予算の教育総務課分について説明あったわけですが、何かありましたらお願いします。

遠藤委員

歳出の教育委員会事務局管理経費、負担金で県立支援学校児童生徒後援会負担金の人数は、喜多方市からの人数ということではないのでしょうか。

教育長

教育総務課長

教育総務課長

そのとおりです、喜多方市から通っているか、入寮している人数です。

教育長

よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、なければ学校教育課お願いします。

学校教育課長。

学校教育課長

続いて学校教育課です。11ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

民生費国庫補助金、教育費国庫補助金、民生費県補助金、教育費県補助金、教育費委託金、雑入については、令和2年度と同様の計上であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。主に、令和3年度新規で予算計上したもの、額が大きく変更となったものについて取り出してご説明いたします。

まず、心身障がい児就学指導経費については、パートタイムの学校生活支援員として1720万2,600円を計上しております。ここでは、支援員21名から19名に2名減としたものであり、これは、13ページの指導推進経費に計上している学習指導補助員を1名から3名とすることため、予算を回したものであります。12ページをご覧ください。

費用弁償として、教育支援委員会・専門委員会費用弁償46万4,240円の計上しておりますが、教育支援員会の充実のため、専門員を6名増員することとしたものであります。

続いて、義務教育運営経費については、まず、小中学校適正規模適正配置等に係る事務補助員を1名配置するための報酬、費用弁償等の計上であります。

続いて、需用費の消耗品費のうち、小中学校教師用教科書整備事業952万9,108円を計上しておりますが、これは、令和3年度に中学校の教科書が新しくなるための計上であります。修繕料として、新規に指導者用タブレット及び周辺機器等修繕43万9,876円を計上しております。

また、業務委託料として、校務用パソコン指導者用及び児童生徒用タブレット等保守管理委託料2,644万8,180円を新規に計上しております。また、外国語指導講師業務委託料は6名より1名減の5名、学校司書配置事業については、9名より2名減の7名としたところであります。

次に、使用料及び賃借料については、指導者用タブレット端末リース料として、797万2,360円を計上し、200台をリース契約するものです。

13ページをご覧ください。使用料及び賃借料として、セキュリティやフィルタリングを行う経費としてアカデミックSNSサービス566万2,800円を計上しております。

庁用備品費としては、中学校教科書採択替えに伴う教科用図書デジタル教材1,030万2,600円を計上しております。

下の段の補償補填及び賠償金として、授業目的公衆送信補償金として、45万6,120円を計上しております。これは、昨年度より著作物を児童生徒の予習復習のためにインターネットを使用する場合、補償金を支払うこととなったものであります。

次に、学校保健管理経費のうち、消耗品費としてプール薬剤他として、576万6,747円計上しておりますが、内訳として、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒用アルコール、手袋等の計上であります。続いて、業務委託料として、新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校消毒業務として、今年度同様に計上したものであります。

続いて、指導推進経費の学習指導補助員の報酬等については、先ほどご説明したとおりであり、1名となっておりますが、3名の記載ミスです。訂正をお願いいたします。

続いて報償費の下から2段目、イングリッシュサポーター謝礼60万円の計上については、6名から10名へ増員となるための計上であります。

14ページをご覧ください。費用弁償として、社会科副読本資料作成委員費用弁償4万4,400円の計上については、3,4年生用社会科副読本資料を新しく作成していただくための12回分の費用弁償となります。

次に、使用料及び賃借料として、校外学習活動等バス借り上げ料301万9,940円の計上ですが、新たな予算として、子ども議会においてのバス借り上げ料を追加して計上しています。

続いて、小学校運営経費においては、学校運営協議会委員報酬、費用弁償を全小学校分計上しております。

15ページをご覧ください。小学校コンピュータ経費として、需用費のうち、修繕料児童用モバイルW i - F i 等修繕127万1,454円を新規に計上しております。

続いて、中学校運営経費においても小学校と同様に学校運営協議会委員報酬、費用弁償を全中学校分計上しております。

16ページをご覧ください。中学校コンピュータ経費として、小学校と同様に需用費のうち、修繕料児童用モバイルW i - F i 等修繕を新規に計上しております。

続いて、学校給食経費のうち、調理員等の報酬ですが、会計年度任用職員として、堂島小と姥堂小に2名配置する予定であります。

一番下の段になりますが、需用費の消耗品費として、新型コロナウイルス感染症対策のための給食配膳用手袋62万7,000千円を計上しております。

17ページをご覧ください。学校給食調理室等エアコン用発電機整備として、リース料、工事請負費等が計上されていますが、これは、堂島小、塩川小、姥堂小、塩川中、山都給食センターへの新規の発電機設置の計上であります。

以上となります。

教育長

今ほど、学校教育課分について説明あったわけですが、何かありましたらお願いします。

荒明委員

報償費や報酬のところで、人数などの積算基礎が書いてあるところと書いていないところがあるのですが、書いておいていただきたいと思います。

学校教育課長

指導推進経費の報償費で申し上げますと、小学校水泳指導講師謝礼が2名、スクールカウンセラーが1名、スクールソーシャルワーカーが、市派遣1名、県派遣1名、学習サポーターが8名などとなっております。積算基礎を記載できるものについては、記載したいと思います。

教育長

よろしいですか。ほかにありますか。

荒明委員

学校保健管理経費のところで学校医の報酬がありますが、内科医や外科医、歯科医など種類がありますが、児童生徒の人数や学校の規模で違うのでしょうか。

学校教育課長 内科、耳鼻科、歯科医は1校あたり75,000円、薬剤師は1校あたり40,000円となっております。

教育長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、なければ生涯学習課お願いします。

生涯学習課長。 生涯学習課長。

生涯学習課長 18ページをお願いします。

生涯学習課所管の当初予算のまず歳入ご説明申し上げます。

教育使用料、保健体育使用料211万9,000円につきましては、記載の施設の使用料でございます。

次の教育費県補助金254万3,000円でございますが、東京2020オリンピックパラリンピック開催準備事業補助金でございまして、ホストタウン交流事業に係るパブリックビューイングを実施する場合の補助金補助率2分の1の45万6千円と地域学校協働本部事業補助金208万7千円の計上でございます。

教育費委託金229万5,000円は県営荻野漕艇場の県からの委託金でございます。

利子および配当金2,000円は記載の基金利子でございます。

総合体育施設整備基金繰入金89万6,000円につきましては、押切川公園体育館の卓球台の購入経費2分の1相当額の繰り入れでございます。

スポーツ振興基金繰入金222万6,000円につきましては、全国市町村交流レガッタ大会関係の経費の2分の1の繰り入れ、また蔵のまち喜多方健康マラソン大会ジュニアアスリート賞の繰り入れでございます。

雑入67万9,000円につきましては、押切川スポーツ施設の自動販売機の電気料など記載の内容でございます。

歳入合計が1,076万円でございます。

19ページをお願いいたします。歳出ご説明申し上げます。

まず生涯学習諸費178万5,000円でございますが、この事業費目には、社会教育委員や人づくりの指針の啓発、その他生涯学習社会教育の推進に係る事務経費などを計上してございます。

主なものは報酬で、社会教育委員の報酬や費用弁償でございます。

次に、生涯学習施設管理経費3,421万4,000円の計上でございますが、ここには公民館14館分の施設管理経費や図書館、勤労青少年ホーム、体育センター、また岩月夢想館やカイギウランドたかさとの施設管理に係る経費を計上しているところでございます。

昨年と変わった主なものとしては、報償費で、山都公民館建替えのための市民懇談会96,000円、工事請負費で、岩月夢想館遊具撤去工事48万9,500円、関柴公民館1・2階空調改修工事1,680万8,000円、姥堂公民館トイレ改修工事302万5千円を計上しているところでございます。

次に、青少年健全育成経費577万5千円ですが、地域学校協働活動コーディネーターに係る謝金295万6,800円などを計上しております。

次に、スポーツ振興経費でございます。ここには各種スポーツイベントへの補助金や喜多方市体育協会やスポーツ少年団の支援、全国県大会への出場の助成、その他スポーツ推進委員の報酬やスポーツ振興に係る事務経費などを計上してございまして、3,231万9,000円の計上でございます。主なものは報酬で、スポーツ推進委員さんの報酬243万円の計上と、負担金補助及び交付金の補助金で2,809万円でございますが、喜多方市体育協会やスポーツ少年団の補助金などでございます。

教育長

時間大丈夫ですか。先ほど教育総務課長から話あったように一旦中断したいと思います。休憩に入ります。

<休 憩>

教育長

再開いたします。

生涯学習課長

生涯学習課分の続きをご説明申し上げます。

22ページが一番上になります。

ホストタウン推進経費の業務委託料1,583万6,000円でありますけれども、これも先ほど申し上げました令和3年度に行われる東京オリンピックに関わるホストタウン交流事業に係る業務委託料で、オリンピックが7月23日に開催される予定でありますけれども、米国のボート協会の関係者、選手を含めてですけれども、ボート競技は7月中に競技が終了するということですので、8月の終わってすぐ、8月上旬に本市においていただいて交流していきたい。それから、姉妹都市でありますウィルソンビル市の関係者の方々を秋にお招きして交流をしていきたいというような内容であります。

パブリック・ビューイングについては、喜多方プラザにおいて米国ボート協会の皆様方と市民の方とが一緒に応援をするというような形での委託料の計上であります。

続きまして、市民プール管理経費から、ちょっと飛びますが、24ページの漕艇場管理経費まででありますけれども、これらについては記載のスポーツ施設、それらに関わります維持管理に關す

る経費のそれぞれの計上ということでもあります。

ただ、その中で、それぞれ業務委託料、指定管理業務委託料で額が大きく上がっているものにつきましては、いずれもふるさと振興株式会社に施設の業務を委託している部分であります。例えば22ページの市民プールの業務委託料、その下の野球場管理経費の業務委託料の押切川公園野球場・ひばりが丘球場等となっているところでもあります。

最後になりますけれども、24ページをご覧いただきたいと思います。

学校開放経費でありますけれども、これにつきましては、市内の小中学校の体育館あるいは校庭、これらについてスポーツ少年団や一般の方々の登録団体に貸出しを行っている事業でありまして、それに伴います管理指導員12名分の報償等維持管理経費ということで計上させていただきました。

歳出の合計は1億9,822万4,000円であります。

以上です。

よろしいですか。

教育長
高橋委員

施設の消耗品についての質問なんですが、前年度と余りちゃんと比べていないので申し訳なかったんですが、新型コロナウイルスに関連する消毒用のいろいろな消耗品について、スポーツ施設やいろいろな生涯学習の施設などのそういったものというのは、増えてちゃんと取ってあるんでしょうかという質問です。

生涯学習課長

それぞれの施設ございますけれども、こちらの生涯学習課のほうで管理運営をしているスポーツ関係の施設などについては、指定管理業務のほうの委託料の中にそういった経費も含まれております。そういった経費も含んでのこういった予算の計上になっております。

教育長

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

では、次に進めたいと思います。

それでは、文化課のほうの説明をお願いいたします。

文化課長

それでは、文化課分についてご説明いたしますので、25ページをお開き願います。

まず歳入になりますが、主なものについて申し上げます。

教育費国庫補助金につきましては、記載の3つの補助金の計上になります。最後の文化芸術振興費補助金につきましては、令和4年度までの3年間で策定する文化財保存活用地域計画の策定に係る補助の計上でございます。

次に、教育費委託金につきましては、駒形第三地区令和2年度

実施の発掘調査に係る整理作業と報告書刊行に対する県からの委託金であります。

1つ飛びまして文化振興基金繰入金につきましては、記載の2つの事業に繰入れをしたいとするもので、次の教育費受託事業収入につきましては、令和元年度実施の黒瀬館跡発掘事業の委託金でございます。

雑入につきましては市史の販売費など記載のとおりでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

まず、文化振興諸費の計上でございますが、この主なものとしては文化芸術創造都市事業の事業費、それから将棋普及実行委員会への負担金でございます。

事業の内容ですが、文化芸術創造都市事業につきましては、令和2年度に実施いたしました会津型を活用した事業に引き続き取り組んでまいります。会津型の事業につきましては、令和4年度に会津型の企画展を実施したいと考えていることから、そのプレイベントの実施、関わってくださるアーティスト2名の方の謝礼等を計上しております。

また、26ページの印刷製本費になりますが、会津型リーフレットを作成しまして普及啓発にも取り組んでまいります。

負担金ですが、こちらは将棋普及事業になりますが、将棋まつりの開催、それから子供将棋大会等、普及経費について実行委員会へ負担金を計上するものであります。

次に、市史経費の計上につきましては、喜多方市史等の収集史料整理等に係る費用の計上でございます。

次に、美術館運営経費の計上につきましては、美術館の指定管理料をはじめとした美術館の運営に係る費用の計上でございます。

27ページ、文化財保護経費の計上につきましては、指定文化財の保存に要する経費、それから伝統的建造物群保存地区保存事業に係る経費の計上、また、文化財保存活用地域計画、それから文化芸術推進基本計画の策定に要する経費をそれぞれ計上しております。

これら2つの計画につきましては、令和3年度については市民アンケート、それからワークショップなどの実施を行いまして、市民の声、要望をつかむとともに、現地調査等を経て課題の整理、計画の素案等を作成する年になりますので、各事業に係る費用の計上をしているところでございます。

28ページ、委託料の中で最後の行になりますが、文化財保存活用地域計画策定支援業務委託料を計上しておりますが、こちらについては、策定については補助的にコンサルを活用していきたいと考えていることからの計上になります。

次に、28ページからの文化財発掘調査経費につきましては、市内文化財の発掘調査に係る費用の計上、それから30ページからの埋蔵文化財発掘調査受託経費の計上につきましては、駒形第三地区の整理作業、それから報告書の作成に係る経費の計上でございます。

最後に、郷土民俗館施設管理経費の計上につきましては、市内6か所の郷土民俗館に係る管理経費の計上でございます。

以上です。

教育長

それでは、ただいまの文化課の予算について、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、特にないということですので、文化課についてはこれで終わりたいと思います。

続いて、中央公民館のほうをお願いします。

中央公民館長

それではまず32ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございますが、教育使用料73万9,000円の計上は、岩月夢想館使用料ほか記載の内容の使用料でございます。

雑入54万7,000円の計上は、コピー使用料ほか記載の内容でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、社会教育推進経費2,222万円の計上でございますが、この経費は生涯学習特別推進事業等の経費、または社会教育施設である岩月交遊館及び勤労青少年ホーム等の管理運営経費、または飯豊山チャレンジ等、補助金を出して行います事業についての経費でございます。

主なものを申し上げますと、需要費のうち燃料費、光熱水費は夢想館、勤労青少年ホームに係る経費で、印刷製本費は生涯学習ガイドの印刷、委託料はカイギウランドたかさとの指定管理業務委託料、負担金補助及び交付金のうち補助金は飯豊山チャレンジ外5件の補助金でございます。

次に、喜多方プラザ管理経費8,414万1,000円の計上でございますが、こちらにつきましては、喜多方プラザの管理になります。

まず、委託料は喜多方プラザの南西側に蔵がありますが、これは喜多方プラザの休憩所となっておりますけれども、その改修

工事の設計業務委託と、工事費はその休憩所の改修工事外2件の工事に係る計上で、負担金は、広域市町村圏組合の喜多方プラザ分の負担金でございます。

次ページをご覧ください。

公民館運営経費1億5,105万4,000円の計上でございますが、こちらは15公民館の運営経費で、まず、委員報酬は公民館運営審議会委員15名分の報酬、非常勤職員報酬職員手当、共済費、費用弁償は公民館長、社会教育指導員及び塩川・山都・高郷公民館の施設管理分の計上、報償費は15公民館の講座・教室の講師謝礼、また、委託料に飛びますが、委託料は公民館に1台所有しておりますバスの運転業務委託、備品購入費は公民館の消火器等でございます。

次に、図書館運営経費5,814万8,000円の計上でございますが、報酬は図書館協議会委員報酬、委託料は指定管理業務委託、備品購入費は図書除菌器及び非接触式検温器でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの中央公民館の予算に関しまして、何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

では、特にないということですので、予算関係については一通り終わったわけなんです、全体を通して何かありましたらお願いします。

高橋委員

学校とか公民館などで、例えば山都公民館のように新しく建て替えなどになる場合、古い資料がたくさんあると思ひまして、それを例えば公民館便りの一番最初のものですとか、恐らくまだ保管していると思うんですけども、そういったものを廃棄していかどうかみたいな、ちょっと悩むと思うんです。ですので、小学校や公民館が例えばどこかに移動するようになるときに、その資料の保存方法やデジタル化するための何か委託金ですとか、スキャナーを購入するとか、何かそういったものを少し考えて、今すぐではなくてもいいと思うんですけども、保存するべきなのか、必要がないのかということも含めて、そういった対策というかな必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長

山都公民館の建設に関わる事業が、来年令和3年度からその意見を記載する場が設けられます。

今ほどの資料の関係であります、私も例えば山都公民館ですが、図書以外にどの程度、今言われた公民館便りですとか、そういった古い新聞があるかちょっと確認はできておりませんけれ

ども、そのあたりのことについても、基本構想をまとめるための意見をいただくというような場でありますので、そういったところの中でも資料の取扱いというようなことについても、検討といえますか、話合いの材料に、中身にしていきたいと思います。

教育長

ほかにございませんか。よろしいですか。

では、議案第44号の令和3年度喜多方市一般会計当初予算については、特に異議がないということでよろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということでありますので、議案第44号についてはこのとおり可決することといたします。

続いて、議案第45号を取り上げます。令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第15号）についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第45号について説明させていただきますので、34ページをお開き願います。

令和3年3月市議会定例会に提案する令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第15号）におきまして、教育部に關係する予算として別紙のとおり計上したいとするものでございます。

なお、この3月補正予算につきましては、整理予算となります。各課ともそれぞれ収入や執行見込額の確定に伴って減額、増額するものが中心でございますので、主な事業等のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、教育総務課分の補正予算につきまして説明させていただきますので、35ページをお開き願います。

歳入でございますが、教育使用料から教育貸付金元利収入までそれぞれ収入見込額の確定に伴う減額、増額でございます。

教育費寄付金につきましては、積算基礎欄に記載のと通りの4件の寄附分の計上でございます。

次に、歳出でございますが、教育委員会運営経費から隣の36ページの厚生会館管理経費までそれぞれ執行見込みの確定に伴う減額、増額でございます。

その中で35ページの教育委員会運営経費、36ページの児童参加費負担軽減対策経費、生徒参加費負担軽減対策経費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、先進地視察や各種総会、体育祭、音楽祭等が中止になったことに伴う減額でございます。

35ページの小学校管理経費のうち需用費の燃料費59万6,000円の増額補正でございますが、今年度は低温注意報が度々発令され

教育長

学校教育課長

るなど寒い日が続いておりましたので、暖房用の灯油代に今後不足が見込まれるための計上でございます。

教育総務課分は以上でございます。

よろしいですか。

では、次に学校教育課のほうに移ります。

それでは、続いて学校教育課分を申し上げます。

37ページをお開きください。

学校教育課におきましてもほとんどの計上が執行見込額確定に基づく減額のため、ご説明いたしますのは増額補正をしたもののみのご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入をご説明申し上げます。

一番上の段、民生費国庫補助金、子ども子育て支援交付金につきましては、6万1,000円を計上しておりますが、副食費無償分の執行見込算定に基づく増額であります。

続いて真ん中の辺りになりますけれども、同様の民生費の県のほうの補助金ということで、同じ枠になりますけれども、子ども子育て支援交付金の6万1,000円の計上となっております。

雑入の一番下の部分でございますが、訂正をお願いしたいと思います。教育雑入2万5,000円の見積額となっているところでございますけれども、積算基礎のところにおいて2万5,205円の三角のマークです、一番右側のところが減額というマークになるわけですが、この三角を削除していただきたい。2万5,205円の増額ということになります。

こちらのほうの資料の、その前の段に書いてある引き算の形になっている説明のところでございますが、この式が逆になっておりまして、まず数字としましては、24万9,700円引く22万4,495円で2万5,205円になるという形になりますので、数字を逆にさせていただきたいというふうに思います。執行済額から修正額、確定額を引き算しまして、施設利用費の返還金としての収入として、元年度分の施設利用費の返還金として歳入となるというものでございます。訂正となりました。申し訳ございません。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

一番上の国庫支出金返還経費としましては、償還金利子及び割引料1万8,000円の計上については、子ども子育て交付金を返還するもので、それぞれ9,000円ずつになりますけれども、合わせて1万8,000円を返還するというところで計上してございます。

心身障がい児就学指導経費につきましては、全て減額補正でございます。

38ページをご覧ください。

義務教育運営経費につきましては、こちらを上からずっと全部減額補正でございますが、唯一1件だけ、一番下の段、備品購入費の庁用備品費、こちらにつきましては、塩川小学校の来年度令和3年度に入学する児童が、現在の2学級から3学級になる予定でございますので、当初予算では間に合わないというところで、児童用の机、椅子、シューズボックス、傘立て等を計上したものでございます。

次に、38ページの学校保健管理経費、39ページに移りまして指導推進経費、小学校運営経費、児童保護者負担軽減経費、40ページ、小学校農業科経費、中学校運営経費、生徒保護者負担軽減経費等につきましても、全て減額補正となっております。

40ページの一番下になりますが、扶助費として、園児保護者負担軽減経費のうち保育料、預かり保育料、副食費において、執行見込額が増額のため、予算計上したものでございます。

41ページもご覧ください。

学校給食経費におきましても、執行部見込算定に基づく減額ということで、減額補正をしているものでございます。

以上でございます。

教育長

これに対して何かご意見等ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、特にないということでありますので、次の生涯学習課に移ります。説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課分を申し上げます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

まず、全体的な表記の中で生涯学習課分だけ執行見込額マイナス予算額というような、ほかの課で記載をされていたものが、ちょっと生涯学習課分だけございませんでした。大変申し訳ありませんでした。

まず、歳入歳出であります。歳入におきましては教育使用料の体育施設の使用料から教育雑入まで、実績の見込みによる減額であります。

一部増額になっているところもありますけれども、教育使用料の行政財産使用料5万7,000円が新たに計上されているものにつきましては、市民プールの駐車場を工事に関わる資材置場として貸し出したことによる行政財産の計上ということであります。

歳出を申し上げます。

42ページの一番下の生涯学習諸費、生涯学習施設管理経費であ

りますけれども、いずれも記載のとおりで執行見込みによる記載の費用の減額ということであります。

次ページをお開きいただきたいと思います。

43ページでありますけれども、青少年健全育成経費45万6,000円の減額であります。これにつきましては、今年度1月の成人式を中止としたことによる事業費の執行見込みによる減額、それから、令和4年度成人式の在り方の検討に係る事業費の確定などによる減額ということであります。

スポーツ振興経費から44ページの学校開放経費までについては、新型コロナウイルス感染拡大による事業の中止による減額、あるいは記載の各種費用の執行見込みによる減額ということがあります。

以上です。

教育長

それでは、生涯学習課の補正予算についてあったわけですが、ここについてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

高橋委員

質問なんですが、42ページの一番下の業務委託料の括弧書きの中に、公民館14館及び図書館という記載があるんですが、公民館14館の業務委託料というのはありましたか。

生涯学習課長

公民館に関わるこの業務委託料は、施設の管理に関わります消防設備の点検ですとか、そういったものに関わる業務委託料でございます。

高橋委員

そういったものも減額になるということですか。

生涯学習課長

それぞれ契約の中で、予算額と実際の契約額というところで差が出ますので、こういった施設全体を含めてこの金額の減額になるということになります。

高橋委員

コロナの関係だけということではなくて、全体的に減額になっているということですね。

生涯学習課長

施設の維持管理に関わる様々な消防設備の点検ですとかそういったものがありますので、予算額と実際の契約額の差の分について減額をするということになります。

教育長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。特にないということですのでよろしいですね。

では次に移ります。文化課のほう、お願いします。

文化課長

文化課分をご説明いたしますので、45ページをお開きください。

歳入につきましては、いずれも実績見込みによる減額でありますので、説明を省略させていただきます。

歳出をご説明いたします。

文化振興諸費 9 万 5,000 円の減額につきましては、会津型シンポジウム中止による報償費費用弁償の減額でございます。

美術館運営経費 303 万 3,000 円の減額のうち主なものにつきましては、委託料 300 万 6,000 円の減額でございます。これは美術館の指定管理料になりますが、利用料金等の減収による影響額、それから企画展の変更による未支出経費等を精査しまして、指定管理料を減額したものでございます。それ以外の経費につきましては、それぞれ実績見込みによる減額でございます。

文化財保護経費 244 万円の減額につきましては、事業の確定見込みによる減額ですが、増額分及び執行の実績なしのもの、執行額がゼロのものの主なものについてご説明いたします。

まずは報償費、伝統的建造物群保存地区調査謝礼につきましては、これまで審査につきましては、審議会の開催に合わせて実施をしておりましたが、審議会を新型コロナの影響で書面表決開催としたために、この調査については独自に行ったために 3 万 6,000 円の増額補正をしたところでございます。

また、文化財保存活用地域計画に係る調査につきましては、新型コロナの影響で調査をアンケートに切り替えたことによる減額。次ページをお開きいただきたいと思います。文化財保存活用地域計画講演会の謝礼につきましては、この講演会に係る経費につきましては文化庁で負担することになったことによる減額でございます。

ご説明しました報償費の減額につきましては、旅費、費用弁償も合わせて減額をしているところでございます。

業務委託料の減額につきましては、伝統的建造物のプレート作成業務委託でございますが、新型コロナの影響でワークショップ等が開催できなかったことによる減額で、この事業については令和 3 年度に実施するところでございます。

次に、埋蔵文化財発掘調査経費につきましては、市内試掘調査の実績見込みによる減額、埋蔵文化財発掘調査受託経費につきましては、駒形第三地区の発掘調査の実績見込みによる減額でございます。

最後に、郷土民俗館施設管理経費につきましても、運営経費の執行見込みによる減額でございます。

以上です。

ありがとうございました。

文化課の部分について、何かご意見、ご質問があったらお願いします。よろしいですか。

教育長

では、特になしということなので中央公民館のほうをお願いいたします。

中央公民館長 公民館分を申し上げますので、48ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、民生使用料及び教育使用料の社会教育使用料につきましては、それぞれ実績見込みによる減額及び増額でございます。

次に、歳出でございますが、社会教育推進経費のうち需要費の光熱水費6万2,000円の計上は、岩月夢想館、勤労青少年ホーム等の光熱水費に不足が見込まれることから記載の金額を計上したものでございます。

そのほかの社会教育推進経費、公民館運営経費につきましては、全て執行見込みによる減額でございます。

以上で説明を終わります。

教育長 ありがとうございます。

では、中央公民館分につきまして、何かご意見、ご質問があったらお願いいたします。よろしいですか。

では最後に、全体を通して何かありましたらお願いいたします。

では、異議なしということでよろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長 それでは、議案第45号令和2年度喜多方市一般会計補正予算(第15号)については、このとおり可決することといたします。

続いて、議案第46号を取り上げます。喜多方市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長 それでは、私から議案第46号のご説明を申し上げますので、50ページをご覧くださいと思います。

喜多方市公民館条例の一部を改正する条例でございますが、熱塩加納公民館に新たに第6研修室を設置し、市民の利用に供するため、所要の改正をしようとするもので、令和3年3月市議会定例会に別紙のとおり喜多方市公民館条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

内容につきましては、次ページをご覧くださいと思います。

喜多方市公民館条例の一部を改正する条例。

喜多方市公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第2熱塩加納公民館の部第5研修室の項の次に次のように加える。

第6研修室、300円。

附則。この条例は令和3年4月1日から施行するものとするものでございます。

新旧対照表で見ていただくと分かると思いますので、次ページ52ページをご覧くださいと思います。

改正後の欄を見ていただきたいんですが、第5研修室の下、第6研修室、300円と記載になっております。ここにつきましては、入って右側に事務室がありますが、その隣に以前は図書室という物がありましたが、1階に研修室がなくて、全て2階以降になって、お年寄りの方にとって以前から不便だということを聞いておりましたので、図書室につきましてはホールのほうに移動しまして、そこを第6研修室としたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、特に異議なしということでよろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、議案第46号喜多方市公民館条例の一部を改正する条例については、このとおり可決することといたします。

続いて、議案第47号を取り上げます。喜多方市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、議案第47号についてご説明をさせていただきます。

53ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど当初予算でも来年度学校運営協議会ということでご説明をいたしましたが、こちらについて、喜多方市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則ということで、教育委員会規則として定めたいということであり、提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する喜多方市立小学校及び中学校に学校運営協議会を設置するため、規則を別紙のように制定したいというものでございます。

別紙ということで、次の54ページからご覧になっていただきたいと思います。

今回のこの規則につきましては、第1条から第17条まで制定したいとするものでございますが、主なものをご説明させていただきます。

第1条としましては、この協議会の趣旨ということで記載して

ございます。

第2条で設置ということで、喜多方市教育委員会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、児童または生徒の保護者、地域の住民等の学校運営への参画を促進し、地域とともにある学校づくりを推進することにより、学校、児童または生徒の保護者、地域の住民等が互いに信頼を深め、一体となって学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するとしております。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の学校について1の協議会を設置することができると制定したいと考えております。

このただし書の部分に関しましては、中学校区によっては、小中一緒に1つの協議会というふうにしたいという学校も出てくるものということも想定しまして、全ての学校を1個ずつということではなく、2つ以上の学校で1つの協議会でも設置できるようにこの部分をつけたものでございます。

第3条としては、基本方針等の承認ということで、校長は、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとするとして定めております。

(1)として、教育目標及び学校経営計画に関する事項、(2)教育課程の編成に関する事項、(3)対象学校及び地域住民等との連携による学校づくりの推進に関する事項を基本的な方針として承認を学校は受けるものというふうになります。

第4条としては、協議会は次項に規定する事項を除き、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して意見を述べることができるというふうになっておりますが、その2として、協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に関する事項を除く。)のうち、次に掲げる事項について、教育委員会を経由し、福島県教育委員会に対して意見を述べることができるというふうに定めております。

教職員の採用その他の任用に関する事項ということについても、誰々をどこどこにということではございませんが、どのような学校の目指したい姿に近づくような職員の配置に対しての事項についても、意見を述べるようなことができるというふうな内容でございます。

第5条として、学校運営に関する評価及び情報提供ということで、協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上評価を行うものとするということで、学校から教育委員会のほうには

それぞれの事業評価等は頂戴したいと考えているものでございます。

第7条としては組織となりますが、協議会は、対象学校の規模及び地域の実情に応じて委員15人の範囲内で教育委員会が校長と協議の上組織するというふうに定めてございます。15人の範囲内ということの内容となっております。

第8条は委員の委嘱等になりますが、2番として、委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするということで、委嘱期間は2年間ということで定めたいと思っております。

続いて、56ページをお開きください。

第9条としては、委員の服務ということで、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないなどが記載されております。

第10条が委員の解嘱についてです。

第11条として、協議会に会長及び副会長を置くということとしております。

第12条が会議。

第13条としては、協議会はその定めるところにより部会を置くことができるということで、必須ではありませんが、それぞれの協議会において必要と思われれば、何々部会というものも、その委員等については会長が指名することにより設置できるものとしているものであります。

57ページになります。

第16条に飛びますが、協議会の庶務としては、対象学校と学校教育課ということで処理していくということで、この規則を定めたいとするものでございます。

主なものを申し上げました。以上でございます。

教育長

ただいま説明ありました。この内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

荒明委員

55ページの第5条の2番目のところに、協議会は協議の結果に関する情報を積極的に地域住民等に対して提供しよう努めるものとするというものがあるんですが、この地域住民に対して提供するのは、協議会の庶務、庶務は対象学校及び学校教育課とあるんですが、その庶務の方が行うのか。あるいは協議会の会長とか副会長、そういう方々をお願いするものなのか。ちょっとそこら辺が地域住民に対して情報提供というのはちょっと大変かなんて思ったものですから、どのようなことが考えられるのでしょうか。

学校教育課長

ただいまのご質問ですが、いわゆるコミュニティスクールということで、地域と共にある学校づくりというものを目指しているものであります。ですから、学校だけのためにいろんなお力添えをしてくださいというものではありませんで、地域がさらに子供たち、教職員等、様々な形で連携して、それぞれが高め合っていければというところでありますので、学校からのホームページでの発信や、地区の公民館などにもご協力いただくとか、様々な手段があるかと思えますけれども、それぞれの学区等において、個人のお一人の方にお問い合わせするという形ではないと思われましても、様々な形で情報発信をしていただければというふうに考えているものでございます。

教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

高橋委員

第2条の、ただしの後のところなんです、2以上の学校で一緒にすることができるとありますが、最初からそういうふうにしてしまうのか。あるいは、できれば全ての学校につくって、そこで話し合った結果、ここここは一緒にやろうという方向に流れていくのかどうかというところをちょっと質問です。

学校教育課長

こちらにつきましては、今までの経緯、これまでのそれぞれの学校と小学校、中学校の関係であつたりとか地域での在り方というところも関わってくるかなというところで事務局としては考えていたところでありましても、一例を挙げますと、山都小学校、山都中学校でございしますが、以前からつなぐ教育ということで、保育所と合わせて幼・小・中の連携ということで、非常に力を合わせて指導されている、または地域に様々なご協力をいただいているという実践例がございました。そこをわざわざそれぞれ一つずつですよというような形にはしないで、せっかくですからこのまま一緒にやっていただくような形で、可能ならばその形でも構わないというところは、国のほうでも以前はこういう状況ではなかった、中学校区ということではなかったわけですが、それぞれ1個ずつではなくて、中学校区でつくってもよいというような法改正もありまして、このようなことも考えられるかなというところで、この部分を付け足したものであります。

なお、現在のところ、見込みではありますが、山都地区、高郷地区、熱塩加納地区が中学校区で1つになるのではないかなというふうなところの予定ではおります。

教育長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

大森委員

55ページの第8条の2項についての質問です。

委員の任期は2年ということですが、この学校運営協議

会の趣旨の一つとして、地域と共にある学校づくりを推進するというので、前に誰かの講演で聞いたのは、このコミュニティースクールを推進することによって、例えばですけども、校長先生がAさんからBさんに代わったということで一気に方針を転換するのではなくて、そのコミュニティースクールの運営委員の方々は、要はこの地域のこの学校というのはこういう伝統がありますということなのでということで、意見のすり合わせというのでできるメリットがありますということを知ったことがあります。そこを考えると、通常、校長先生は大体2年で転勤ということだと思うので、今回の学校運営協議会の委員の任期というのは2年よりも長いほうが望ましいのではないかと、3年ないし4年というのが望ましいのではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

学校教育課長

校長の任期が2年と決まっているものではありませんけれども、校長の任期というよりは、ここは協議会の委員としてお願いする方の任期ということで2年というふうにしているものであります。

様々な協議会等ございますが、市の条例で定められている委員会とこちらの規則で定めるものも、市の総務課等とも協議をいたしまして、ほかのところと合わせるように2年ということで想定したものであります。ですから、再任することができるというふうになっておりますので、2年でお辞めくださいということではなく、それぞれの何年もロングスパンでというところでのお力をお借りしたいところではございますけれども、取りあえず2年という形でまずは任期としては設けたというものでございます。

教育長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

高橋委員

委員を選ぶときに、これからの学校を考えていくと、やはり新たな課題に対してどういう学校運営をするかというのは物すごく大事なことになると思うので、やはり新しいことへの地域の豊富な方というのをぜひ委員に入れていただきたいという思いがあります。

例えば、DXに対しての専門的な知識を持った人とか、SDGsにすごく詳しいとか、そういう人がいると、何か新しい方向に話が行くような期待も持てるかなと思うので。各学校に必ず入れるというのは物すごく大変なことかもしれませんが、そういった方を、オブザーバーではないですけども、そういったふうについていつでも教えてもらえるような形でどこかにいるというのも、ちょっと考えていただきたいと思います。もちろん防災など

に関してもそうですけれども、そういった専門的な方を入れてもらいたいと思います。

学校教育課長

今のご質問ですが、委員の選出につきましては、現段階で来年度の実施に向けて校長が現在選考の準備をしているというところでございます。必ずその地域、その学区での中から委員を選出しなければならないということではありませんので、隣の学区から来ていただくのも全然構わないわけなんですけれども、ですから、適材適所というところになるかと思いますが、それぞれの学校の目指す教育目標が達成できるような部分に関して、アドバイスなりお知恵を頂戴できる方という方、学校をずっと見守ってくれている方、様々な視点から学校運営についてご意見をいただける方を選出するようということとは、学校には既に申ししているところであります。

なかなか同じ学区の中に15人というところが難しいというようなところも、言葉をもらったりしているところでもあります。また、先ほど教育長が申し上げたように、小学校区で選んでしまって、中学校区になったときにまた同じ人という形にもなってしまいうというようなところで、なかなか難しいという部分はございますが、それぞれの学校で本当に必要な方はどういう方がいいのかというところを真剣に考えていただいて、委員がおっしゃったような専門的な分野にたけている方であったり、不易な部分である地域の伝統を維持していくための方々だったりという、それぞれのニーズがその学区によって違うのかもしれませんが、それぞれしっかりと検討していただきたいということは伝えているものでございます。

高橋委員

今まで学校運営審議会でしたか、評議委員ですね。評議委員さんというのがいらしたと思うんですけれども、その人たちはそのまま続くんですか。

学校教育課長

続く学校が多いものとは思っておりますが、その選出に関しましては学校等で基本案を作成することにしておりますので、必ずしも入れなくてはいけないというわけではありませんけれども、これまでご協力いただいております民生委員さんだったりとか、前任のPTA会長さんだったりとかという方が学校評議員に入っていらっしゃったパターンが多いわけなんですけれども、そういう方の人選をするかどうかということも、必ず入れるということではないわけなんですけれども、一応、喜多方市としては、学校評議委員制度は終わりというような形では考えているところでございます。

教育長

学校運営協議会が発足すれば評議委員のその制度はやらないというふうになります。ただし、その運営協議会の委員の中に、かつて評議委員だった方が必要であれば選出していただくと。

ただ、校長先生方をお願いしているのは、喜多方市というのはとにかく5市町村合併した中で、それぞれの地区に大きな特色も見られます。ましてやこのコミュニティースクールで地域、保護者と一体化してという部分を考えると、それぞれの学校の特色をより強く出してほしい。だから、そのための委員をまた選んでほしい。そういうふうをお願いしているところです。

先ほど高橋委員がおっしゃられた専門的な方とかという部分についても、そこには関係はあるんですが、協議会の中でそういう人が必要となれば、さらにここに求めても構わないわけなので、いろいろ柔軟な体制でもありますので、そういったことでその辺はクリアできるかなというふうには思っています。

すみません、私のほうから。

ほかにございませんか。

大森委員

質問です。54ページの第3条です。

校長は次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとするということで（１）から（４）までありますけれども、これは万が一協議会の承認が得られなかった場合、どうなるのでしょうか。

学校教育課長

ここが学校評議委員と違うところでございまして、学校評議委員の今までの組織であると、校長から学校経営について説明する、それについて評議委員の方は、意見を言ったりはするけれども、それが駄目だとか認めないとかということではないということではしましたが、今回、学校運営協議会につきましては、大きい柱としてこの部分が、基本的な方針を作成し、承認を得るところを、ですから、協議会の委員の方々に学校経営に参画していただくという部分が大きな柱になります。ですから、承認をしていただけるような計画をきちんと作成して、方針をご理解いただいて、一緒に学校運営に参画をしていただくというこの努力を校長はしなければならないと思っております。

承認を得ないとは思えないわけなんですけれども、得るように努力をすべきだろうというふうには考えているところです。

教育長

よろしいですか。

この承認については、学校サイドが初めに中心になって当然ですけれども、教育計画等を示すわけで。それに対して意見、質問、またはこれは承認できないというような意見が出た場合には、そ

の運営協議会の中で話し合って着地点を設けていくという、だから熟議というのはそのためにもあるわけで、そういったことになって、学校ととにかく保護者と地域が一体となって取り組めるようにするにはどうすればいいか。そして、子供たちの成長を助けるためにはどうしたらいいかという視点です。だから、とにかく協議会委員の話合いというのはすごく大切になってくる、そういうところでもあります。

ほかにございますでしょうか。

遠藤委員

おとしからこれが始まって、各校長先生、モデル校になった、何か感想とかちょっとあれば聞かせていただきたいなど。（「成果と課題のあれでいいのではないか」の声あり）

学校教育課長

先日の、先ほど高橋委員からもあったところで、ちゃんと答えられなかったんですが、成果発表会のところでの成果と課題というところを出していただいている資料でございますが、それぞれの学校の成果としましては、公民館との連携が図られている、それから、地域、人材について有益な情報を得ることができている、教師の視野が広がっている、学校と地域で子供を育てようとする意識が高まっているなどのご意見を頂戴しているものであります。また、地域の方々の自己有用感が生きがいにつながっているという学校もございました。

課題としましては、PTAだけでなく地域人材を巻き込みたいということ、それから委員の人選が難しい、周囲の巻き込みが難しいというところの部分、委員の意識に温度差があるというところ、年齢、性別を超えた広い委員の意見が重要であるなどの課題を頂戴しているものでございます。

教育長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

それでは、特に異議がないということでよろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、議案第47号につきましては、53ページからありますように、このとおり可決することといたします。

続いて、議案第48号を取り上げます。

令和2年度喜多方市教育委員会表彰について。

これについて説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、第48号について説明させていただきますので、58ページをお開き願います。

令和2年度の喜多方市教育委員会表彰でございますが、まず一番下の提案理由の欄をご覧ください。

喜多方市教育委員会表彰規則第3条に規定する内申に基づき

まして、表彰選考委員会におきまして審査した被表彰者につきまして、同規則第2条の規定に基づき表彰したいとするものでございます。

なお、この選考委員会は教育部長を委員長とし、教育部各課長で構成するもので、去る1月22日に開催いたしました。

なお、表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、一堂に会してということになりますので中止をさせていただきまして、代わりまして表彰状と記念品をそれぞれの方にお贈りしたいというようなことで考えてございます。

1番目の被表彰者ですが、別紙のとおりということで、次ページ59ページをご覧くださいと思います。

令和2年度の被表彰者は記載のとおり15名でございます。

まず、表彰区分から見ていただきますと、ナンバー1番の方から12番の方までが（1）のＡという記載がございます。この表彰区分につきましては、隣の60ページをご覧くださいと思います。

表彰規則の第2条で表彰について規定しておりまして、この（1）というものは第1号で、教育行政に貢献し、その功績が顕著なものというふうなことで、さらにこれを具体的に細部基準を定めておりまして、それが62ページにございますので、62ページをご覧くださいと存じます。

別表の中の選定基準の（1）の中には、Ａとイがございます。今回12名の方はＡの区分でございますので、社会教育委員、公民館運営審議会委員など、各種団体の指導者等で、通算6年以上在任された方ということで基準を定めておりますので、1番から12番の方につきましては、功績の欄に記載のとおり、それぞれの各種委員を皆様6年以上、長い方は27年、6年から27年ということで、皆さん務められておりますので、この基準に該当しておりますので表彰したいとするものでございます。

13番目と14番目の方につきましては、表彰区分が（6）のＡということで、先ほどの60ページの規則の第2条の6でございますが、学術、芸術、その他の文化的活動またはスポーツにおいて優秀な成績を収めたものと規定しておりまして、62ページの細部基準選定基準の（6）の、この方はＡでございますので、（6）の中のＡということで、コンクール、学芸文化大会等の県大会以上の大会において最上位の成績を収めた個人、団体に規定しております。そういうことで、13番と14番の方につきましては、功績の欄に記載のとおりこの基準に該当しており表彰したいとするも

のでございます。

最後に15番の団体ですが、こちらは表彰区分が（７）でございます。同じように60ページの規則の第2条の（７）といたしまして、前各号に掲げるもののほか本市の教育の振興に貢献し、その功績が顕著であると教育委員会が認めるものという規定がございます。

この15番の団体につきましては、功績の欄に記載の成績に加えまして、日頃から本市の教育の振興に貢献していると認められることから表彰したいとするものでございます。

58ページにお戻りいただきまして、先ほど説明したように2の表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止させていただきまして、後日表彰状と記念品をお贈りしたいということでございます。

以上、説明は終わらせていただきますが、なお、昨年遠藤委員のほうから、喜多方市以外の方についても表彰に加えるべきではないかというようなご提案をいただきました。その後、いろいろ検討させていただいたんですけれども、61ページをご覧くださいまして、第2の表彰の対象者ということで、最初に、喜多方市内に居住し、かつ喜多方市内の小中学校・高等学校に在学しているもの及び一般とするという、この実施要綱を平成29年12月に策定しております。この作成したとき、どうして「かつ」を入れたのかなということで、ちょっと考えてみたんですけれども、やはり小学校、中学校ですと情報は得やすいんですが、問題は高校以上の方なんです、これをつくったときに、市内の高校でもやはりなかなか、個人情報の保護の観点の意識が大変強くなりまして、喜多方市内の高校でもなかなか情報をいただけないというような状況だったみたいです。ましてや喜多方市以外になりますと、そこがなかなかやはり、情報の収集が非常に難しいということで、この「かつ」という言葉を入れたというような経緯がございまして、なかなかやはり個人情報の保護の観点が非常に強くなっておりまして、ということで、こういう市内の方だけに限定させていただいているような経過があったようでございますので、市以外の方については、なかなかちょっと選定をするには情報収集が難しいのではないかというふうに、ちょっとそういうことで結論をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

教育長

今、事務局より説明がありましたが、ここについてご意見、ご質問があったらお願いします。

高橋委員 59ページの表の一番下の15番の家庭教育支援チームももの場合のこのアというのは要らないということでもいいですか。

教育総務課長 62ページに（7）についてはア、イの区分がございませんので、アはすみません、削除をお願いいたします。大変失礼いたしました。

教育長 ほかにございますでしょうか。

高橋委員 59ページの11番の山崎さんに関しては、年齢が出ていないのはご本人の希望なんでしょうか。

教育総務課長 山崎様におかれましては、もう既に亡くなられていることで、年齢は記載しなかったということでございます。

一応これは退任されてからの表彰ということになりますので、亡くなった方でも表彰対象にはなるということでございます。

教育長 よろしいですか。ほかにございますか。

特に異議がないということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長 訂正箇所はありましたが、議案第48号については、このとおり可決することといたします。

続いて、議案第49号に入ります。

成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の成人式の在り方（案）についてを上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課のほうから説明をさせていただきます。

63ページをご覧くださいと思います。

議案第49号成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の成人式の在り方（案）についてであります。

これにつきましては、成年年齢を二十歳から18歳に引き下げる改正民法、これが令和4年4月1日に施行されることに伴いまして、成人式の対象年齢と開催日を定めたいとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第12号の規定及び喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第2条第2項の規定により、成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の成人式の在り方（案）について、下記のとおりとしたいとするものであります。

内容につきましては、次ページをご覧くださいと思います。

64ページ、65ページということでありますけれども、今ほど申し上げました改正民法が令和4年4月1日に施行されるということでありまして、本市で開催する令和4年度以降の成人式の対

対象年齢、開催時期について下記のようにしたいということで提案をさせていただくものでありますが、さきに65ページにお示しをしております検討の経過ということで、これまでもこの教育委員会の中で、この取組については中間報告をさせていただいたところでもありますけれども、広く意見を伺いながら決定をしていきたいというようなことで、表にありますとおり昨年8月から9月でアンケート、10月には意見交換会、10月、11月には社会教育委員の方々との意見交換などを通して、成人式にふさわしい対象の年齢や対象の実施の時期ということで、それぞれ内容も含めてご意見をいただいていたところでもあります。

アンケート、意見交換会、社会教育委員の意見の中では、表のとおり、対象年齢は二十歳、実施時期は1月というようなことで、大方の皆様の意見であったところでもあります。

こういった内容も含めたご意見等を踏まえまして、当市におきましては成人式の対象となる年齢については二十歳としたいとするところでありまして、理由は、意見なども参考としまして3点ございます。

1つとしては、二十歳は18歳と比較をして、進学や就職により様々な経験を積むことによって社会の規範を深く理解することができるようになることから、より深く大人になったことを自覚することが期待されるということが1点。

2点目としましては、二十歳は飲酒や喫煙などが可能となるので、成人としての自覚を促す区切りの年齢であるということ。

3点目といたしましては、18歳を対象とした場合、進学や就職など進路選択の大切な時期と重なるということで、本人やご家族の負担が大きいというような3つの理由から、二十歳としたいとするものであります。

開催の時期であります、成人の日の前日ということで、これまで同様1月の第2日曜日ということでもあります。

理由といたしまして2点ございます。

1つ目といたしましては、国民の祝日である成人の日、これが設けられていますのが1月であります。そういったことで、成人を自覚することやお祝いの機運が高まる。

2点目といたしましては、成人を祝う儀式は古来より1月に行われていた伝統文化を重んじた時期であるということで、もともと男子であれば元服の儀というようなものが古来より行われてきて、それが1月に行われていたというようなことであります。そういった伝統文化を重んじた時期であるため、1月というよう

な意見が多く、このように理由として提案をさせていただきたいというふうなものであります。

3のその他であります。式典の名称につきましては、今後検討するという事で、これまでは二十歳が成年年齢で成人式でありましたが、成年年齢が18歳に引き下げられた後も、二十歳で実施するというのであれば、成人式という名称が適当かどうかということもあるので、今後検討していきたいとするものであります。

4番目、今後の予定でありますけれども、3月にパブリックコメントの実施をして市民の方々からも意見を頂戴したいというふうに思っております。その後、4月に最終的に市の方針を決定して市民の皆様に周知をしたいというふうに考えております。

説明は以上であります。

教育長

ありがとうございました。

今ほど説明ありましたが、この内容に対しましてご意見、ご質問があったらお願いいたします。

では、特に異議がないということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、議案第49号の成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の成人式の在り方（案）については、この案のとおり可決することといたします。

以上で審議事項のほうは終わりたいと思います。

次に、7番の協議事項に入りますが、この内容に対して加筆訂正等ありましたらお願いします。

教育総務課長

こちらにつきましては、特に加筆訂正等ございませんのでよろしくお願いいたします。

教育長

特にないということでありますので、では協議第5号ということで、学校給食における喜多方市産農産物の利活用推進に関する検討結果についてを取り上げますので、説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは協議第5号ということで、要綱の66ページをお開きいただきたいと思います。学校給食における喜多方市産農産物の利活用推進に関する検討結果についてでございます。

これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第11号の規定及び喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第2条第2項の規定により、この検討結果について協議として、別冊2の資料になりますが、まとめたものがございますので、教育委員の皆様方に協議をしていた

だいてご意見を頂戴したいというふうに考えているものでございます。

資料のほうは別冊2ということになりますので、そちらをまずご覧いただきたいと思います。

学校給食における喜多方市産農産物の利活用推進に関しましては、学校教育課において平成30年度から検討を進めるということで、取り組んでまいってきております。資料を開いていただきますと目次のところに1番から9番までこの資料の目次がございしますが、検討の趣旨ということで1ページには、学校給食における喜多方市農産物の本市全体での利活用促進を図るため、生産や献立立案、調達等について、調理場ごとに実態と課題を整理し、喜多方市産農産物の利活用をより一層高めるための対応策を検討するというところで、これまで来ておりました。

昨年度も1年ほど前になりますが、こちらの農産物の利活用推進に関する検討ということで、資料はご用意したところでございますけれども、昨年度に関しましては、おおむね目次で言うところの1番から4番までを喜多方市産農産物の利用割合現状等を調査して分かったものについての資料をご提示したものであるというふうに思っております。本日におきましては、5番の利用割合の向上に向けた課題につきまして、年間を通して学校教育課の中で検討してきたものをご提案といいますか、まとめたものを説明させていただければと思っております。

資料のほうは、今ほど申し上げました目次の1番から4番までは余りにも膨大な資料でございますので改めて説明はいたしませんけれども、1ページとしては検討の経過について記載してございます。

2ページをお開きいただきまして、3番として喜多方市農産物の利用割合、一昨年度平成30年度のものがベースになっておりますけれども、それぞれの調理場における学校給食における県産もしくは市産農産物の利用状況、また、品目数の利用割合、重量を基にした年間の利用割合等を各調理場ごとに記載しているものが基本になっております。グラフであったり表になったりということでもまとめたものでございました。

また、資料の12ページのほうまでいきますと、これまでの農産物の利用、生産等に関する実態ということで献立立案の実態や調達の実態、調理場における作業等についてのまとめのところで示したものでございました。

それでは14ページをお開きいただきたいと思いますが、様々な

市産、実は喜多方市産の農産物の利用割合につきましては、県内におきましてもトップクラスでございまして、比較的市産の農産物の使っている市でございます。ただ、熱塩加納の給食に顕著に現れますように、市産を使ってより学校給食を向上するべく、様々な取組ができないかということで検討してまいったところでございます。

14ページの5番の利用割合の向上に向けた課題としてはどのようなものかということで、4つほど課題を挙げてありました。

(1)として、現在も農産物を使って給食を調理しているわけですが、その利用する品目数をどのような方法で増やすことができるかについて検討をしてまいりました。

(2)として、どのような方法で生産量(供給量)を増やすことができるかということも検討してきてまいりました。

(3)として、季節による生産量のばらつきがあるということは実態としてつかんでいたわけですが、これを解消するための方法があるかどうかということの検討でございまして。

(4)としては、各調理場における利用割合というものが、これまでの調査の中で、調理場によってその差が大きいというところもございましたので、その差の解消ができないかというところの、こちらの(1)から(4)の4点について課題として取り上げ、その検討をしてきたものでございます。現在の段階でまとめたものをそちらに記載したというところでのご説明とさせていただきますと思っております。

6番として、課題への対応策の検討ということで、今ほど申し上げました(1)ですが、利用する品目数を増やすことについてどのようなことができるかということの検討状況でございます。

①学校給食使用品目の現状については、平成30年度の使用品目数91品目中、市内産は63品目。使用量の多い順ということで、そこに28品目の野菜の名前等を記載してございます。そのうち最も使用量の多い品目はスイカであり、年間280キロ。また、使用頻度の高い品目は多い順に、甘夏、ショウガ、パプリカ、セロリというふうに記載させていただいております。

②として、市産を使用していない28品目の市内生産の可能性ということになりますけれども、県の会津農林事務所喜多方農業普及所に調査を依頼した結果、28品目中15品目は栽培可能ということの回答でございました。

そして③として、その28品目中の市内生産が可能な15品目の生産状況と学校給食への供給の可能性についてまとめたものでござ

ざいます。

まず、アとしては、生産者の会という学校給食への納品をしてくださっている方がいらっしゃいますけれども、その方たちに対して調査等をさせていただいて、ご協力いただけるかどうかというところのまとめでございます。

生産状況としては、市外産28品目の中で生産者の会で一部生産している品目は、そこに記載している8品目。供給の可能性としては、スイカの大玉スイカは生産しているが、なかなか給食用に提供する大きさというものの規定もございます。大玉スイカは切り分けに手間がかかり単価も高いことから、この供給は難しいと。サクランボも生産しているが供給は難しいということでございました。セロリ、紫芋、セリ、小豆、芋がら、バジルについては、量は少ないが生産しており、1食当たりの使用料も少ないことから、喜多方学校共同調理場は食数が多いため除きますけれども、各調理場で使用する日程が重ならないよう調整することで供給することができるというふうにまとめてございます。

実際に令和2年度においては、セロリは山都学校給食センターと塩川小学校で、小豆は山都学校給食センターで使用しております。

今後も、市内農産物の供給時期を視野に入れた献立を作成するとともに、量は少なくとも生産している品目も供給可能であるということを周知して、栄養士、調理員と納品していただけるJAとの連携を密にして、利用する品目数を増やす取組を継続していきたいとしたものでございます。

イとしましては、生産者の会以外の方々からの生産状況と供給の可能性ですが、生産状況はそこに記載した7品目でございます。供給の可能性としては、スイカについては生産者の会と同様でございます。セロリ、紫芋等についても同様でございます。生産者の会以外の方々も、実際に令和2年度山都共同調理場で塩川小学校でセロリ、小豆を山都学校給食センターで使用しております。先ほどの生産者の会と同様に、こちらのほうもいろんな調整をして利用品目数を増やす取組を継続していきたいというふうにしたものでございます。

(2)として生産量を増やすことについてはどのようなことができるかということで検討した結果でございますが、まず、生産をしていただける会員を増やすということの取組ができるかどうかということにつきましては、JAと連携した取組ということで、JAファーマーズという直売所の会員の方々は主に自家消費

用として生産していることとしておりまして、余った分を出荷していることから、会員1人1人の納入が少ないという現状ではございますが、J Aファーマーズの会員が集まる機会を捉えて、市の私どもの担当者が訪問し、学校給食供給のメリット等周知を図って、生産者の会へ加入を促して会員を増やしたいというふうに考えております。

イとして、生産者の会以外の農業従事者への取組としましては、16ページに続きますけれども、供給、なかなか、1品目だけの納入は可能であることなどではございますが、高齢の方が多く、納品に関する作業が多岐にわたることから供給は困難であるというようなまとめとさせていただいております。

なお、県産農産物の利用割合を高める取組としては、県内J Aを介して県産農産物を納入する仕組みや、学校給食の食材納入業者に対し、県産農産物が同程度の価格で納入できる場合には優先して納入していただけるような仕組みについて、こういう検討も進めるということで、学校給食納入業者の売上げの影響についても配慮する必要があると考えております。

すみません、上のほうをちょっと飛ばしてしまいましたが、生産者の会以外の農業従事者の中には、需要の多い品目を大量に生産販売している方と、主に自家消費用として生産している方々がいらっしゃいます。需要の多い品目を大量に生産販売している方に対しては1品目だけでも納入は可能であることなど、学校給食への供給について周知を図って供給を促していきたいというふうにも考えているところでございます。

ウとして、一般の市民の方に対する取組ですが、市の広報において、喜多方市産農産物を活用する取組などは記事として一面で11月号で取り上げていただいたりして周知を図ったところであります。

また、農産物を生産している障害者福祉サービス事業所に担当が訪問して、現在も行っておりますが、生産者の会についての説明を行ったりしておりますが、入会には至っていない状況でございます。今後も連絡を取りながら、生産者の会への加入を促していきたいと考えております。

今後については、夏野菜が出荷される7月から9月を中心に、J A以外の直売所等において市の学校給食に市産農産物を使用する目的、効果などを説明した資料等を配布し、お声がけを行うとともに、各総合支所においても連携をしながら、丁寧にご説明をして、生産者の会への加入を促していきたいと考えております。

す。

②としましては、生産量を増やすことについて、今度は作付面積を増やせないかということについての取組でございます。

学校給食用の作付面積を増やすことについては、作付可能な土地は若干あるものの、高齢化であったり、余力がないこと、手間がかかることなどから、難しい現状ではございますけれども、現在、生産量増の対象品目として、年間の利用割合が高く、市内でも生産量が多い3つの品目、ジャガイモ、タマネギ、ニンジンに絞れば、生産者の負担感が比較的少ないため、供給量が増える可能性が高まっていくものと考えられます。

このことから、令和2年度、今年度においては、3品目の作付面積を増やす取組を行い、通常であれば収穫できた量を算出し、元年度と比較して結果したものが16ページ、17ページの表に記載した数字でございます。

今後もこの3つの品目、ジャガイモ、タマネギ、ニンジンの生産量を増やすというような取組をするため、作付面積を増やしていただくことで、こちらの検証のほうは今後も行っていきたいと思っております。

なお、16ページの表ですが、ジャガイモは令和元年度に対し1.1倍となっております。17ページのニンジンは同様に1.2倍、タマネギは1.1倍となっている見込みでございます。

(3)として、季節による生産量のばらつきを解消するためということでの取組でございますが、平成30年度の学校給食での年間利用割合を見ますと、喜多方市産農産物の利用割合が下回っている時期がございまして、4月から6月、8月、それから1月から3月については40%を下回っている現状でございました。この期間は端境期に当たるため、雪の影響もございますけれども、作物を作っていない時期というところにもなりますので、生産量が落ち込む状況でございます。令和元年度については4月から6月の利用割合は低かったんですけども、7月以降は40%上回っており、昨年度より高い割合で推移しているというように認識しております。

18ページをお開きください。

そういう中ではございますが、季節による生産量のばらつきの要因と生産の可能性ということで、端境期における地場農産物については、多い順にコマツナ、ハウレンソウ、オータムポエム、長ネギ等がございまして。これは、ビニールハウスでの栽培によるものでありまして、生産者はごく一部に限られているという現状

であります。

冬期間の露地栽培での野菜作りは困難のため、4月、5月、6月にかけては多くの野菜はこれから大きくなるという時期であり供給が難しいという現状もございます。

②として収穫期間の延長の可能性についてですが、令和2年度にはジャガイモ、ニンジン、タマネギについて、生産者間でその時期をずらして栽培していただき、通常であれば収穫できた日を算出して、そのようにお願いしたところの結果がその下の表でございます。

これまでの収穫日についての資料がないため比較はできませんけれども、生産者の会の代表の方の聞き取りによりますと、1週間から10日ほど収穫期間を延長することができたということが確認できております。

今後は、3品目の学校への供給状況を調査し、検証を進めていきたいと考えているところでございます。

そちらの表ですが、ジャガイモは1から2か月長く収穫できた、ニンジンも同様に1から2か月程度です。タマネギについては1から3か月程度収穫できたことが分かっております。

③としてビニールハウスの活用の可能性ですが、ビニールハウスを保有している生産者は少ないのが現状であるため、諸費管理等の経費のため、現状ではこちらの可能性は困難だということが分かっております。

④として生産物の長期保存の可能性ですが、JAのほうで新しい予冷庫を令和2年8月に設置していただきまして、ジャガイモ、ニンジン、タマネギなどを保管していただいております。予冷庫はJAで購入し、維持管理等も全てJAで負担していただいている現状でございます。それで、生産者の会用としてのみ使用しているところであります。

19ページになりますけれども、予冷庫を活用することで夏場の保存環境がよくなり、野菜の劣化等も削減されるとともに2か月ほど保存期間が延長できる利点というのが分かってきているところでございます。

また、山都町にございます雪室に食材を保管することができるかどうかということに関しての検討についてでございますが、野菜等の保管は可能ではありますけれども、現在のように生産者の会の方々が自分で予冷庫に運んで、必要な際に食材を搬出、袋詰め、納品する作業というのを雪室で行うことは労力の負担が大きいということが言われているところではございます。

今後の検討内容としては、予冷库と雪室の具体的な活用方法について、コストも含め検討していく必要があると考えております。

(4) として、各調理場における利用割合の格差の解消についてです。

平成30年度の年間利用割合は、熱塩加納の調理場が最も高く、次いで塩川小、駒形小の順になっておりました。逆に、利用割合の低い順としては、山都、喜多方、塩川中が市全体平均を下回っておったところです。令和元年度はやはり熱塩加納が最も高く、7か所の調理場において喜多方市農産物の利用割合は上昇しておりまして、各調理場における利用割合の格差は縮小したものであると考えております。そちらの資料が、グラフ2の19ページの下の資料になっております。

しかしながら、一番利活用している熱塩加納の調理場と最小値の喜多方調理場の差が35.4%ありますので、喜多方の利用割合を高めるための取組として供給量を増やすことが重要であるため、今後も先ほどご説明しました生産量を増やすということについての取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

なお、市産ではなく県産農産物の利用割合を高める取組としましては、県内JAを介して県産農産物を納入する仕組みなど、また、学校給食納入業者に対して県産農産物が同程度の価格で納入できる場合には、優先して納入していただけるような仕組みなどをつくる必要があるのかどうかということも検討していきたいというふうに考えております。それを進め過ぎてしまいますと、学校給食食材納入業者の売上げに影響してしまうという部分がありますので、慎重に検討し、配慮していかなければならないと考えているところです。

20ページをご覧ください。最後になります。

対応策のまとめとしましては、利用する品目数を増やすことについては、生産者の会や生産者の会以外で生産している品目の供給時期を視野に入れた献立を作成するとともに、各調理場とJAの連携を密に利用する品目数を増やす取組を継続していきたいとしたものです。生産量を増やすことについては、直売所等の訪問など、生産者の会への加入を促すための取組、ジャガイモ、タマネギ、ニンジンの3品目の作付面積を増やす取組を継続していきたいと考えております。

季節による生産量のばらつきの解消については、ジャガイモ、タマネギ、ニンジンの3品目の作付時期をずらす、予冷库と雪室

の具体的な活用方法についてコストも含めて検討する、調理場における利用割合の格差の解消については、目標や課題を生産者の会、栄養士、調理員等で共有するとともに、生産者の供給量を増やす取組を今後も継続していきたいというふうにしたものでございます。

8番には今後の進め方ということで、令和4年2月頃に向けた計画も記載してございますが、これまで1年間をかけて利活用が具体的にできるか、できないかということを検討してきてまいりましたけれども、まだまだ取り組むべきところはあるのかなというふうにも考えておりますので、全市的な取組になるように仕組みづくり等も含めて検討は継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

今説明がありました、特に別冊2の中身ですが、ここについてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

荒明委員

この資料を見させていただいて、現状、実態だけでなく、いろいろな課題に対してすごく裏側では頑張っているんだなということが、本当に手に取るように分かりました。目次で言えば5番目から9番までのこの部分があることによって、様々な苦労があって学校給食のほうに喜多方市産農産物が調理されて、子供たちのためにということで、毎日の給食が出されているんだなということがよく分かりました。このまとめによってすごく内容が分かってありがたかったです。

1点、5ページなんですけど、これは多分ミスプリントだとは思いますが、5ページの一番上のグラフ3データで、駒形小が80.8%になっていますが、これは60%の間違いかと思います。

以上です。（「ご指摘のとおりだと思います。修正します」の声あり）

教育長

そこは修正したいと思います。

ほかにもございますでしょうか。

高橋委員

各地域によってすごく、みんな頑張っているんだけど、特に熱塩加納などは以前から学校の特色とも言えるような、そういった地元の食材を使った調理場というのが以前から、よかったなと思うんですけども、そういうのを今後のコミュニティースクールの中でも、いいところを伸ばしていって続けてほしいなというのがあるので、できればですけども、こういった生産者の会の方も学校運営の中にちょっと入ってもらって、よりよい

安定した供給というのも考えていけたらいいなと思いました。

それで、山都地区のように従事する人が少ないというところが大変なんだろうと思うけれども、パーセントからいうとそれほど、市内の中では低いけれども、県内とか全国の平均から見たらいいわけなので、無理に増やしていったって苦しいというのではなく、これをやることのメリットというのがもっとたくさんあればいいなと思いました。それが意見です。

それから、1つ質問なんです、県立の農業高校があるので、そういったところに端境期に収穫量が減るところの野菜の穴埋めなどを研究テーマにしてもらって、そこで作ってもらった物を優先的に納めることで、市内の人たちもそれを見て、なるほどということで作ることができればなど。それから、新しい野菜などについても。ちょっと耶麻高についてはこれから形が変わっていくのであれですけども、県立高校との連携というのもちょっと新しい形でしていくといいかなと思いました。

学校教育課長

ありがとうございました。

県立高校という視点がなかったところが正直なところですが、事務局で検討していた際に、やはり総合支所としっかりと連携をしていくというところも大事なところだなというふうに考えたところであります。それから、耶麻農高とどういうことができるかというところも含めて、山都の総合支所とそれぞれの総合支所も同じなんですけれども、連携を深めていきたいというふうに思います。

教育長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

遠藤委員

データは取っていないとなっているんですけども、米についてはほぼ喜多方市産なんでしょうか。

学校教育課長

今うろ覚えだったので、ちょっと事務局に聞きにిってもらっております。後ほどご回答させていただきたいと思います。

教育長

今ちょっと調べているみたいなんです、ほかにありますか。

荒明委員

熱塩加納地区の取組は大変すばらしくて、ほかの地区でもというふうには私も思いますが、前に給食を私たちも試食したことがありました。そのときに栄養士さんがおっしゃっていたことが13ページの支払いのところ、請求支払いなんです、栄養士さんが全部、各、納めてくれる農家の方々に請求がそれぞれ来て、支払いとか、それで事務的なことがすごく多くて大変なんだとおっしゃっていたことが印象に残っていて、今もそれは大変なんだなということを見て思ったんですが、これに対してどう対応策

があるのかとか、そういうことがまずできないと、ほかの地区でもというのはちょっとなかなか難しいことなのかななんて思ったりもしました。多分、ここの学校に行った栄養士さんの方というか務める方は、また同じように大変なんだろうなと思います。そこら辺、何とか解決策が見いだせればいいのかなというふうに思いました。

以上です。

学校教育課長

ご指摘の部分はこちらも認識しているところではございますが、この喜多方市産農産物の利活用推進に関する検討と同時にということになるんですが、学校教育課において教員の学校給食費の徴収業務、会計等の業務も含めてなんですけれども、負担軽減の方策というところを現在検討しているところであります。喜多方市の場合は、共同調理場方式、あと単独の自校方式、様々な給食の調理する形態がございますが、それについてはそれぞれ学校の先生が関わっていたり、関わっていなかったり。また、総合支所のほうでセンター長がいる体制にもなっていたりというような、合併当時の形態が継続しているという状況でありまして、いろんなところで負担をお願いしているという部分がございます。ですから、その部分も含めてどこまで解消できるかというところはまだ検討の最中なのではっきりは言えないところではあります。できるだけ教員の方々の負担は軽減になるような対策を取るように、今課内のほうでその検討の結果について取りまとめを行っております。後ほどまとまりましたら、またご報告をさせていただきたいと考えております。

教育長

よろしいですか。

学校教育課長

先ほどのお米についてですが、熱塩加納地区に関しましては熱塩加納産のお米ということになっております。それ以外につきましては喜多方市産のお米ということになっております。

遠藤委員

熱塩加納はさゆり米、低農薬のお米を使っていると思うんですけども、お願いというかあれなんですけれども、喜多方市においても、やはり11ページです、肥料とか載っているんですけども、減農薬ですとか、そういったお米を使っていたら子供たちに食べさせていただければなという思いです。

学校教育課長

供給量の問題とかいろいろ様々な問題がございますので、そういう部分が可能かどうかというのも今後検討していきたいと思っています。

教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

では、協議事項の協議第5号につきましてはこの程度といたし

ます。

続いて、8番のその他に移ります。教育長及び各委員からというふうになりますが、私のほうからは特にありませんが、ただ1点だけ。

市の学力テスト等を実施しました。前、大森委員からあったように、やっぱり公表という形をこれから取っていきたい。市の学力テスト、県の学力テスト、あと全国の学力テスト、この3つについてはそんなふうにしていきたいと考えております。ただ、学校名を出すとかそういうのではないです。全体的な傾向として、そんな形になると思います。

私からは以上です。

あと、委員の皆様方から何かありますか。

高橋委員

先ほど生涯学習、生涯スポーツ分野の推進の方針というのが策定されたというお話を伺ったところなんですが、もう既に各公民館などではこういったものに基づいての来年度の講座などの実施計画などはもうほぼできているんだろうなと思うんですが、どうも今までと同じようなことを繰り返してしまっているような気がしています。報道などでよく見るこれからの10年間で我々にとってとても重要だというところを、ぜひぜひ一般の人たちも考える機会というのをつくってもらうように、この計画の中にはそういったものはないかもしれないけれども、現代的な課題に対応して、コロナも災害もそうですけれども、そういった石油の燃料をどうするかですとかそういったものに対しても、地元の住民たちのほうから学習する機会みたいな形でできるのは、やはり公民館かなと私は思いますので、そういった講座の機会をぜひ入れてほしいと思っています。よろしくお願いします。

教育長

中央公民館長

今のはご意見という形でよろしいですか。何かありますか。

委員のおっしゃるとおり、前年踏襲型ではあるんですが、市民の皆様からの意見を取り入れた中でも実施しています。また、来年度からは、教育基本計画に基づいてこういうことをやりますということも明示して、かつ中期的方針の最後のページにありますように、取組の方向性の検討の要素も加えながら、こういったことをやって、その中で何が足りないかというのを検証しながら、今後の事業について進めていこうとしておりますので、ちょっと急には変えられませんので、その分析をしながら、講座については今後検討していきたいとは考えております。

教育長

この別冊にある生涯学習、生涯スポーツ分野というのは、本当にこれは大変な中身ではあるんです。だから、これを全て反映で

学校教育課長

きるかという、これからのことになってくる部分もありますので、その部署部署でそれぞれ今後のことも含めて検討しながら進めてまいりたいと、そんなふうに思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局からは。

それでは、口頭でのご報告ということになりますが、前回の教育委員会で適正規模、適正配置のたたき台の案ということで事務局として作成し、今後のスケジュールということで各議会への説明であったりとかということをご説明したところだったんですけれども、早急に対応が必要という上三宮小学校の対応についてということで、過日2月5日になりますが、保護者の方に集まっていたきましてご意見を伺うという形で私ども学校のほうに参りました。そこでの状況について、もう時間もありませんので簡単にご報告をさせていただこうと思います。

私が説明させていただいたんですけれども、いついつまでに学校をこうしますということではなく、案としては持っていますが、新たな形というものを考えなければいけないというところで、保護者の皆さん、どのようなお気持ちですか、ご意見を頂戴したいんですという形で、何かこういついつまでにやりますというようなことは私どもからは申し上げなかったところではあります。

そこで、全体の7割ほどの保護者の方16名の方が集まっていたきしました。そこでの意見交換の中では、保護者の方々から明確に、例えば統合に対して賛成だとか反対だというような意思表示というものはございませんでした。校長先生以下先生たちもいらっしゃるというところもあったりとか、多くの保護者の方がいらっしゃるという現状もあったかなとは思いますが、それぞれが個別に賛成だとか反対だとかとおっしゃったという状況ではなかったんです。

出された意見としましては、市の方針が決定して、ここをこうするというような考えを言っていたかないと意見は言えないよというようなことも言われたところでもあります。ですから、早く市の方針というのを決定して、それを教えてほしいというようなお考えだということのお言葉がありました。また、実施時期についてもどういうふうにするのかということも早く決定してほしいというようなところであったところです。あるお母さんから、子供たちも人数が減ってきているという状況であるから大変不安に思っているというところでありまして、みんなが納得する

形は難しいとは思いますが、一日でも早く結論をとというようなところで求められたところではありますが、申し訳ございませんということで、今こうするとは言えないというところでありますというような説明をさせていただいたところです。

また、来年度、学級減になりますと養護教諭等の職員が少なくなるというような現状も予想されて、何とか配置に向けては努力していきたいと申し上げたんですが、来年度以降の学校の体制も心配だというようなところで、何とかならないのかというような、何とかしてほしいというようなご要望をいただいたところがあります。

今後については、またこちらの動きがいろいろ、方向性など定まりましたら、出せるものはすぐご連絡するというようなことお話をさせていただいて、今後も意見交換の場を定期的に設けていきたいということを申し上げてきたところでございます。

以上でございます。

教育長

今、適正規模・適正配置関係で上三宮小の件のお話がありました。よろしいですか。

それでは、その他についてはこれで終わりたいと思います。

9番の連絡事項に移ります。事務局から何かありますか。

()

3月の定例会というか臨時会の現在の予定なんですけれども、毎年3月下旬に職員の離任式をやっております、その終了後に臨時会を開催させていただいているところですが、今年度につきましても、まだ予定なんですけれども、3月29日に職員の離任式が一応予定をされております。その終了後に、やはり臨時会を開催させていただきたいというふうに考えておりますので、まだ現時点では予定でございますが、お知らせさせていただきたいと思います。2月の臨時会もしくは3月定例会に確定ということでお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

今のようなお話ですがよろしいですか。（「はい」の声あり）

大森委員

小中学校の卒業式、入学式の日にちだけちょっと教えてください。

学校教育課長

中学校の卒業式は3月12日でございます。小学校は3月23日。

入学式については、どちらも4月6日の午前と午後という形を予定しております。

なお、委員の皆様方の出席に関しても、感染状況等いろいろ考慮しなければいけないところもありますので、後ほどお知らせするという形で。

教育長

今のところ卒業式に関しては、ほかの来賓祝辞とかはやらないで教育委員会告辞だけはやりたいなというふうなところでは考えているので、教育委員の皆様には例年どおりご協力いただきたいと、今のところは考えているところでございます。

あくまでも現段階でということで、これからコロナの状況等でいろいろ変わってくるかもしれませんが、なるべくそのたびにお知らせはしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、9番の連絡事項が終わりましたので、これをもちまして令和3年2月の教育委員会定例会のほうを閉じたいと思います。

閉会（午後0時00分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐